# 【韓国】必須業務の指定及び従事者の保護・支援に関する法律の制定

海外立法情報課 中村 穂佳

\*新型コロナウイルス感染症等の感染症や災害等の状況下で、社会機能維持等のための業務に 従事するエッセンシャルワーカーの保護及び支援に関して、「必須業務の指定及び従事者の 保護・支援に関する法律」が、2021 年 5 月 18 日に制定、公布された。

## 1 背景と経緯

新型コロナウイルス感染症の流行の中、感染症、災害等の非常時に、社会機能維持等のために特に必須とされる業務に就く人々、いわゆるエッセンシャルワーカーへの関心が高まった<sup>1</sup>。韓国では、2020 年 9 月 10 日にソウル特別市城東(ソンドン)区で、エッセンシャルワーカーの保護及び支援に関する条例が制定、施行された<sup>2</sup>のをはじめとして、類似の趣旨の条例が他の自治体でも制定された<sup>3</sup>。国会でも、同年 11 月以降にエッセンシャルワーカーの保護及び支援に関する法案が複数件提出された<sup>4</sup>。2021 年 4 月 29 日、これらの法案をまとめた「必須業務の指定及び従事者の保護・支援に関する法律案」 が国会を通過し、同年 5 月 18 日に公布された。この法律 は、本則全 16 か条、附則 2 か条から成り、同年 11 月 19 日に施行される。

### 2 制定法の概要

### (1) 定義、責務

この法律において「必須業務」とは、災難7発生時においても国民の生命及び身体の保護又は

<sup>\*</sup> 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年6月9日である。

<sup>「</sup>韓国語では、エッセンシャルワーカーは「翌수노동자(必須労働者)」と呼ばれる。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 「서울특별시 성동구 필수노동자 보호 및 지원에 관한 조례 (서울특별시성동구조례 제 1377호)」국가법령정보 센터ウェブサイト <a href="https://www.law.go.kr/ordinInfoP.do?ordinSeq=1526869&chrClsCd=010202&gubun=ELIS&nwYn=Y&conDatGubunCd=0">https://www.law.go.kr/ordinInfoP.do?ordinSeq=1526869&chrClsCd=010202&gubun=ELIS&nwYn=Y&conDatGubunCd=0>

<sup>3 2021</sup> 年 6 月 9 日現在、計 64 の自治体が制定している (「必須労働者」又は「必須業務」の用語が条例名にあるもの)。なお、本法律の附則第 2 条では、この法律の施行時に既に施行されている必須業務従事者の保護及び支援に関する条例は、この法律に沿って制定されたものとみなすが、当該条例を施行している自治体は、本法律の施行日から 1 年以内に、本法律の趣旨に合うように当該条例を改正しなければならないとされた。

<sup>5 「[2109806]</sup> 필수업무 지정 및 종사자 보호·지원에 관한 법률안 (대안) (환경노동위원장)」同上 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC D2M1I0H3T2K3G1Y7T4K2D0Z7W8P3W9>

<sup>6 「</sup>필수업무 지정 및 종사자 보호・지원에 관한 법률 (법률 제 18182호)」국가법령정보센터ウェブサイト <a href="https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=232231&ancYd=20210518&ancNo=18182&efYd=20211119&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>"## 20210518&ancNo=18182&efYd=20211119&nwJoYnInfo=N&efGubun=20210518&ancNo=18182&efYd=20211119&nwJoYnInfo=N&efGubun=20210518&ancNo=18182&efYd=20211119&nwJoYnInfo=N&efGubun=20210518&ancNo=18182&efYd=20211119&nwJoYnInfo=N&efGubun=20210518&ancNo=18182&efYd=20211119&nwJoYnInfo=N&efGubun=20210518&ancNo=18182&efYd=20211119&nwJoYnInfo=N&efGubun=20210518&ancNo=18182&efYd=20211119&nwJoYnInfo=N&efGubun=20210518&ancNo=18182&efYd=20211119&nwJoYnInfo=N&efGubun=20210518&ancNo=18182&efYd=20211119&nwJoYnInfo=N&efGubun=20210518&ancNo=18182&efYd=20211119&nwJoYnInfo=N&efGubun=20210518&ancNo=18182&efYd=20211119&nwJoYnInfo=N&efGubun=20210518&ancNo=18182&efYd=20211119&nwJoYnInfo=N&efGubun=20210518&ancNo=18182&efYd=20211119&nwJoYnInfo=N&efGubun=20210518&ancNo=18182&efYd=20211119&nwJoYnInfo=N&efGubun=20210518&ancNo=18182&efYd=20211119&nwJoYnInfo=N&efGubun=20210518&ancNo=18182&efYd=20211119&nwJoYnInfo=N&efGubun=20210518&ancNo=18182&efYd=20211119&nwJoYnInfo=N&efGubun=20210518&ancNo=18182&efYd=20211119&ancNo=18182&efYd=20211119&ancNo=18182&efYd=20211119&ancNo=18182&efYd=20211119&ancNo=18182&efYd=20211119&ancNo=18182&efYd=20211119&ancNo=18182&efYd=20211119&ancNo=18182&efYd=20211119&ancNo=18182&efYd=20211119&ancNo=18182&efYd=202111110&ancNo=18182&efYd=202111110&ancNo=18182&efYd=202111110&ancNo=18182&efYd=202111110&ancNo=18182&efYd=202111110&ancNo=18182&efYd=202111110&ancNo=18182&efYd=202111110&ancNo=18182&efYd=202111110&ancNo=18182&efYd=202111110&ancNo=18182&efYd=202111110&ancNo=18182&efYd=202111110&ancNo=18182&efYd=202111110&ancNo=18182&efYd=202111110&ancNo=18182&efYd=202111110&ancNo=18182&efYd=202111110&ancNo=18182&efYd=202111110&ancNo=18182&efYd=202111110&ancNo=18182&efYd=202111110&ancNo=18182&efYd=20211110&ancNo=18182&efYd=202110&ancNo=18182&efYd=202110&ancNo=18182&efYd=20211110&ancNo=18182&efYd=202110&ancNo=18182&efYd=202110&

<sup>7 「</sup>災難及び安全管理基本法」第3条第1号による災難。国民の生命・身体・財産及び国に被害を及ぼす、又はその おそれがある自然災難並びに社会災難(火災、崩壊、爆発、交通事故(航空事故及び海上事故を含む)、化生放(化 学・生物・放射能)事故又は環境汚染事故等による一定規模以上の被害及び国家核心基盤の麻痺、感染症又は家畜

社会機能維持に必要な業務であって、本法律第6条による必須業務指定及び従事者支援委員会 (以下「委員会」)の審議を経て、雇用労働部(部は日本の省に相当)長官(以下「長官」)が 定める業務をいう。「必須業務従事者」とは、必須業務を遂行する過程で、他者の事業のため に労務を提供する者<sup>8</sup>であって、委員会の審議を経て、長官が定める者をいう(第2条)。

国及び自治体は、災難発生時に必須業務従事者の安全及び健康を保護する責任を負い、必要な施策を策定し、施行しなければならない。また、必須業務従事者の適正な勤務時間を保障し、処遇及び勤務環境を改善するよう努めなければならない(第3条)。国民は、国及び自治体が必須業務従事者の安全及び健康を保護するための施策を策定し、施行する場合、最大限協力しなければならない(第4条)。

### (2) 委員会の設置

雇用労働部の下に委員会を置く(第6条)。委員会は、災難の類型、規模等を考慮した必須業務の範囲、保護又は支援を要する必須業務従事者の範囲、第11条による必須業務従事者支援計画の策定、第12条による実態調査及び評価等に関する事項等を審議する(第7条)。委員会の会議は、大規模災難が発生した場合、在籍委員の3分の1以上の召集要求がある場合、委員長が必要と認める場合に召集される(第8条)。

特別市長、広域市長、特別自治市長、道知事、特別自治道知事の下には市・道必須業務指定及び従事者支援委員会(以下「市・道委員会」)を置くことができ、市長<sup>10</sup>、郡守、自治区の区庁長の下には市・郡・区必須業務指定及び従事者支援委員会(以下「市・郡・区委員会」)を置くことができる(第9条)。市・道委員会及び市・郡・区委員会の各会議は、当該地域に大規模災難が発生した場合、在籍委員の3分の1以上の召集要求がある場合、委員長が必要と認める場合に召集される(第10条)。

#### (3) 支援計画、実態調査及び評価、行政・財政的支援

長官は、委員会の審議を経て必須業務従事者の保護及び支援のための計画(以下「支援計画」)を策定しなければならない(第11条)。長官は、災難状況による必須業務の現況、必須業務従事者の勤務環境及び処遇水準等を把握するための実態調査を実施しなければならない。また、大規模災難等の終了時には、支援計画及びその履行等に対する評価を行わなければならない(第12条)。国は、支援計画の円滑な施行のために必要な場合、予算の範囲内で自治体に対し行政的、財政的支援を行うことができる(第13条)。

伝染病のまん延、微細粉じん等による被害) をいう。「재난 및 안전관리 기본법(법률 제 18206 호)」同上 <a href="https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=232631&ancYd=20210608&ancNo=18206&efYd=20211209&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000">https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=232631&ancYd=20210608&ancNo=18206&efYd=20211209&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>

<sup>10</sup> 済州 (チェジュ) 特別自治道の行政市に置かれる行政市長を含む。以下同様。なお、済州特別自治道には、済州市と西帰浦 (ソグィポ) 市の 2 つの行政市が置かれている。「제주특별자치도 설치 및 국제자유도시 조성을 위한특별법 (법률 제 17893 호)」同上 <a href="https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228575&ancYd=20210112&ancNo=17893&efYd=20220113&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000">https://www.jeju.go.kr/jeju/jeju/org/Bronx.htm</a> こウェブサイト <a href="https://www.jeju.go.kr/jeju/jeju/org/Bronx.htm">https://www.jeju.go.kr/jeju/jeju/org/Bronx.htm</a>